

32301 金属製かん、容器製造設備

説明人 かん詰めかん、ジュースかん、ビールかんのように自動巻き締め機により締めされるかん。

2. その他ののりかん、ビスケットかん、歯みがきチューブ、メカロンかんなどのかんの製造設備をいう。

3. 金属容器の製造に伴う容器のねじ切り、洗浄設備、キヤップノ柄などの付属品の加工設備、印刷塗装設備も含まれる。

省令および設備内容

(241) 自動組立方式による金属かん製造設備 (11年)

ブリキ板送入機、切断機、打板プレス、塗装機、乾燥機、製胴機、縁出機、巻しの機、検かん機、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、電気設備、他

(242) その他の金属性容器製造設備 (14年)

油塗布機、切断機、打板プレス、塗装機、乾燥機、製胴機、縁出機、巻しの機、検かん機、溶解炉、圧延機、押出機、ねじ切り機、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、変圧器、配電盤、その他、

32302 金属製洋食器及物手工具農器具製造設備

説明人 食卓用ナイフ、フォーク、スプーンなどの洋食器

2. かんば、のみ、ほうじ、ナイフ、かみせり、バリかんなどの刃物

3. シヨベル、スコップ、ハンマー、ペンチ、ドライバ、やすり、各種のこぎり、のこぎりなどの工具。(電動工具は含まない。)

5. くわ、おき、かま、まぐわ、すき、グラウ、砕土機、土入れ、掘切機、人カ用噴霧機、散播機、養鶏器具、養蚕器具、養蜂器具などの農器具、の製造設備をいう。

省令および設備内容

(246) 手工具、のこぎり及、その他の刃物類(他に掲げるものを除く)製造設備 (12年)

素材処理設備、ロール機、きよう正機、せん断機、パワープレス、ハンマー類、その他熱処理加工設備、焼入炉、焼戻炉、その他の熱処理炉、平削盤、形削盤、施盤、タレット旋盤、フライス盤、平面研削盤、目立機、ボール盤、刃切機、あさり出し機、他

その他の設備

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、変圧器、配電板、他

(248) 金属性洋食器、かみそり及製造設備

(11年)

(上記のほか) フットプレス、槌動プレス、自動パッチング機、エツテング機、乾燥機、電解そう、ベルトローロ、抵抗機、自動研ま機、その他研ま機、自動仕上機、その他仕上機、検査機、シマーリング機 など

2500 鋼製構造物製造設備

説明 鋼製の橋げた、鉄骨、階段、鉄塔、柱、手すり、垣、水門などの製造設備をいう。

省令および設備内容

(250) 鋼製構造物製造設備 (13年)

(素材処理設備)

プレス機、ロール機、ベンダー、切断機、その他

(金属加工設備)

ロータリープレーナー、エッジプレーナー、ボール盤、ラジアルボール盤、旋盤、平面盤、形削盤、その他

(組立設備)

鉄打機、溶接機、その他

(仕上設備)

塗装機、乾燥機、その他

(その他設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、その他

32304 金属製家具、理具建築金物製造設備

- 説明 1. 鋼製の机、いす、キャビネット、本文、金庫などの事務用具、流し、調理台、アタなどなどの家具
2. 鋼製のとびら、格子などの建具、サッシ、窓枠、組わく、間仕切り、カウンター等の造作金物
3. ベンチレーター、とい、南京錠、戸車などの建築金物の製造設備をいう。

指令、および設備内容

(249) 金属製家具もしくは建具または建築金物製造設備 (7. 10. 13年)

(めっき、アルマイト加工設備)

(7年)

- 前処理設備 熱処理炉、酸洗そう、その他そう、せん断機、パフレス、研ま機
- めっき設備 めっき炉、めっきそう、発電機、整流機、低抵抗コイル巻取機、
- アルマイト加工設備、ロール機、きょう正機、薬品計量そう、洗淨装置、電解そう、他
- 仕上設備、巻取機、選別機、アーキング機、水洗機、塗装機、米色機、他、
- その他設備、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、電気設備 他

(溶接設備)

(10年)

スポットウエルダー、その他の溶接機

(その他の設備)

(13年)

- 木材処理設備 ロール機、切断機、ベンディング機、パワープレス、反踏プレス、ポンチング機、自動プレス、溶接機、その他
- 金属加工設備、旋盤、平削盤、形削盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、他
- その他設備、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、電気設備、他、

22205 プレス、打抜き、その他の金属加工品製造業用設備

- 説明 1. プレス機械などによつて、鋼板、ブリキ板、アルミ板、真ちゅう板などの板金類を所定の形状に打抜き、成型して、各種部品、口金、ちゅう居用品、医療具等を製造することを業とする企業の設備という。
2. プレス製品で他に掲げられてある設備——例えば「鋼製構造物製造設備」——がある場合は本分類には含まない。
3. 同様に、家具、建具、建築物の製造設備は本分類には含まない。
4. プレス加工などの成形加工後に行なう溶接、塗装などのプレス加工に伴なう設備は含める。

着 令

(251) プレス打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備(7年、14年)

設備内容

めつきまたはアルマイト加工設備(7年)

その他の設備(14年)

(原料処理設備) 熱処理炉、圧延機、ニス塗布機、乾燥機、切断機、他

(プレス、打抜き、しぼり出し、その他の成型設備) 自動プレス、その他プレス、バンディング機、溶接機、その他の成型機、他

(組立、仕上設備) 自動組立機、きょう正機、めつき機、その他の表面処理機、検査機、その他

(金属工作機械) 旋盤、ボール盤、フライス盤、平面盤、研削盤、他
(その他設備) クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、他

32306 金属塗装、メッキ、彫刻、アルミはく加工設備

- 説明 1. 亜鉛、すず(錫)、クロム、ニッケル、銅(下地メッキ) 金銀底金を鉄、その他はめつきする設備
2. アルマイト加工設備が含まれる。
3. 鋼板、板金、電機部品などの金属製品にエナメル、ランカーなどを塗装することを業としている企業の設備
4. パーカライジング、合成樹脂被覆の設備
5. 金属の表面に機械的方法で凹凸をつけ、各種の模様などを刻出設備
6. 化学的方法により金属を腐食してネームプレートを製造するよう設備も含まれる。(ただし、腐食によって土印刷用製版設備含まれない。)
7. アルミニウムはくに印刷、塗装、凹凸の模様つけ、紙のはり合わせなどの加工を行なう設備をいう。

省令

(243) 電気錫めつき鉄板製造設備 (12年)

(244) その他のめつき、またはアルマイト加工設備

(7年)

(202)

(245) 金属塗装、合成樹脂被覆、彫刻、またはアルミニウムはく加工設備 (11年)

設備内容

(電気錫めつき鉄板製造設備) (12年)

めつき装置、差別装置、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイール、電気設備、他 コイル巻取機、回巻戻機、止り断機、溶接機。

(その他のめつき、アルマイト加工設備) (7年)

前処理設備、熱処理炉、酸洗そう、水洗そう、フッ酸そう、コイル巻戻機、止り断機、溶接機、バックレース、カラ研き機、その他

めつき設備 めつき炉、溶解亜鉛そう、めつきそう、発電機、整流機、抵抗機、コイル巻取機、止り断機、溶接機、加熱装置、その他

アルマイト加工設備 ロール機、きよう正機、薬品計量そう、洗淨装置、電解そう、整流機、抵抗機、その他

仕上設備 巻取機、きよう正機、差別機、マーキング機、水洗機、塗装機、染色機、乾燥機、検査機、その他。

(203)

その他設備 プレ-ス 圧縮機 給排水ポンプ 電気設備その他

(金属塗装、合成樹脂被覆彫刻、アルミニウム加工設備)

(11年)

前処理設備 ロール機、きよう正機、表面処理機、せん断機
コイル巻戻機、溶接機、接着剤混合せう、その他

塗装設備 塗装機、乾煇機、他

合成樹脂被覆設備、淨清装置、コイル巻戻機、溶接機、はり合わ
せ機 仕上ロール機、その他

金属彫刻設備 彫刻機、せう(槽)類、腐蝕機、その他

その他設備 送別装置、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ
ホイラー、変圧器、配電盤、その他

2200 金属線製品、ねじ、リベット、ボルト製造設備

設 明 1 他から受入れた線(鉄、非鉄)から、その線を引いてくま、
金組、(イヤ(蛇)かご、細索、有刺鉄線、溶接棒、などを製
造する設備

2 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、割げん、
平行ピン、ターバーピン、ばよう(鉄)、ターンバックル、
座金などを製造する設備

という。

省令に基づき設備内容

(2204) 鋼索製造設備(10年) 伸線機、より線機、製鋼機、巻取機、
要線巻取機

(2205) 鋼製造設備(12年) 切断機、加熱炉、熱処理炉、製鋼機、
溶接機、検査機

(2206) 溶接機製造設備(11年) クラウシヤ、ボールミレ、ふる
い機、フラックス調合機、直線切断
機、塗炭機、フラックス成型機、ウ
エットミキサー、乾燥炉、ベーキン
グ炉

(2207) くま、ねじ、リベット、スプリング製造専用設備(12年)
切断機、プレス、ハッダー、夜むき機、ロール機、成型機、
ねじ転送盤、旋盤、フライス盤、その他の工作機械、熱処理炉
ミソットヒーティング機

(238) 溶接金網製造設備(11年) 直線機、切断機、溶接機
巻取装置

(239) その他の金網、針金製品製造設備(14年) 巻戻機、直線機、切断機、ロール機、加捻機、整経機、金網製造機、メタルフス製造機、両用鉄線製造機

(240) 縫針、ミシン針製造設備(13年) 直線切断機、研ま機、焼入機、渗炭炉、めつき装置

※(上部の設備には、いづれも次の機械類が含まれる。)
クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、電気設備

32308 その他の金属製品製造設備

- 明 1. 他から委託されて
鉄鋼、非鉄金属、機械部品などを熱処理炉により焼き入れ、焼きもどし、焼きなまし(焼鈍)、浸炭、窒化などの処理を行なうことを事業とする企業の設備。
2. 金属粉末を加圧して成形し、焼結炉で加熱し、焼き固めて含油軸受、特殊形状機械部品などを作る設備
3. 他の分類に含まれない金属製品の製造設備をいう。

令および設備内容

(221) 金属熱処理用設備 (10年)
焼入炉、焼戻炉、焼なまし炉、加熱炉、ガス発生装置
高周波焼入機、運搬設備、給排水ポンプ、変圧器、配電盤
その他

(233) 粉末冶金(造)金製品製造設備 (11年)
原料選別装置、混合機、還元炉、プレス機、焼結炉、搬送機
圧縮機、給排水ポンプ、変圧器、配電盤、その他

(252) その他の金属製品製造設備 (15年)
熱処理機、圧延機、切断機、プレス機、旋盤、平削盤、形削盤、溶接機、きょう正機、検査機、めつき機、塗装機、乾燥機、クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、電気設備

32401 ボイラ、原動機製造設備

説明

1. ボイラは重油、石炭などを燃焼して蒸気を発生する設備であるが、この製造設備は主として板金のプレス、溶接、熱処理の設備からできている。
2. そのほか蒸気・ガスタービン、発電用水車および自動車用、車両用、航空機用以外の応用エンジン、船舶用エンジンの製造設備をいう。

省令および設備内容

(253) ボイラ製造設備 (12年)

金属加工機械

いづみ取りロール、液圧プレス、パンチング機、ベンダー、シヤリング機、ドロツプハンマー、エヤーハンマー、パイプベンダー、溶接機、自動切断機、パウダーカッティング機、ガス切断機、プレムプレナー、アセチレン発生機、その他

鑄造設備

溶鉱炉、サンドミル、サンドミキサー、砂ふるい機、サンドスリッパ、シヨットグラスト、造型機、電子炉

木工機械

帯のこ盤、丸のこ盤、木工旋盤、木工フライス盤、木工ボール盤

刃研き機

熱処理設備

焼入焼戻機、加熱炉、高周波焼入機、冷灰炉

金属工作機械

旋盤、タレット旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平面盤

32401 ボイラ、原動機製造設備

同軸研削盤、平面研削盤、内面研削盤、歯切盤

検査仕上設備

試験機、検査機、めつきぞり、塗布機、塗装機

その他設備

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、電気設備、他

<254> エンジン、タービンまたは水車製造設備 (ノ年)

上記のほか ベンディングローラー、スチームハンマー、ポジションナ
電気が、キューポラー、乾燥機、心無研削盤、試験機(圧 衝曲、引
張、硬度、疲労、馬力)超音波探傷機、X線装置 を含む

32402 農業用機械製造設備

説明

トラクター(乗用型、歩行型)およびこれに取り付けて耕うん、整
地、栽培、管理、収穫などの作業に使用される機械と、その他
か噴霧機、脱穀機、もみすり機、乾燥機、わら加工機などの機
械を製造する設備をいう。

法令および設備内容

<255> 農業用機械製造設備 (ノ2年)

(金属加工機械)

液圧プレス、機械プレス、手動プレス、切断機、他

(鍛造設備)

電気炉、キューポラー、造型機、サンドミル、サンドミキサー、砂か
るい機、乾燥機、他

(木工機械)

餅のこ盤、丸のこ盤、木工旋盤、他

(熱処理設備)

焼入焼戻炉、加熱炉、高周波焼入機、冷炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、フライス盤、平削盤、
中ぐり盤、形削盤、歯切盤、研削盤、他

(検査仕上設備)

試験機、検査機、めつき装置、塗装機、乾燥機、他

(その他設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、変圧器、配電盤、他

32403 建設、鉱山機械および他に含まれない原動機付車両製造設備

説明 1. 建設機械(掘りこき機械、基礎工事用機械、養地機械、コンクリート機械、舗装機械など)、鉱山機械(試すい機、さく岩機、さく井機、選鉱機など)の製造設備をいう。

2. これらのものには、原動機付の自走式のものがある。

省令および設備内容

(256) 建設機械、鉱山機械または原動機付車両(他に掲げるものを除く)製造設備(12年)

(金属加工機械)

液圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、溶接機、他

(鑄造機械)

電気炉、キユボラー、サンドミル、サンドミキサー、造型機、砂ふるい機、シヨットプラスト、乾燥炉、その他

(熱処理設備)

焼付焼炭炉、加熱炉、高周波焼入炉、渗炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、形削盤、歯切盤、研削盤、他

(検査仕上設備)

試験機、検査機、塗装機、乾燥炉、他

(その他設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、電気設備、他

32404 金属工作機械製造設備

説明

金属素材を切削、研削加工して旋盤、ホール盤、フライス盤、中ぐり盤、平削盤、研削盤、歯切盤、形削盤、たて盤、ブローチ盤、ラップ盤、ホーニング盤などの金属工作機械を製造する設備をいう。

省令および設備内容

(257) 金属工作機械製造設備 (10年)

(金属加工機械)

液圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、溶接機、他

(鑄造設備)

電気炉、キユボラー、モールドイング機、シヨットグラスト、乾燥炉、砂処理、他

(木工機械)

帯のこ盤、丸のこ盤、木工旋盤、他

(熱処理設備)

焼入焼炭炉、加熱炉、高周波焼入機、渗炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、研削盤(円筒、内面、心無)歯切盤、歯車仕上盤、他

(検査仕上設備)

試験機、検査機、塗装機、乾燥炉、他

(その他設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、変圧器、配電盤、他

32405

金属加工用、铸造用、合成樹脂加工用、木材加工用
機械製造設備

記 明

① 金属素材を圧延などにより板、管、線などに加工する一次
金属加工機械。② 板、鋼材を特定の形状に加工するプレス、
ハンマー、ベンディングマシン、シャリング機などの二次金属
加工機械。③ 鑄物砂の処理 鑄型の造型、ダイカストマシン
などの鑄造用機械。④ 合成樹脂加工機械。⑤ 製材、木工機
械などの木材加工用機械の製造設備をいう。

省令および設備内容

(258) 金属加工機械(金属工作機械を除く)、鑄造用機械、合成樹
脂加工機械または木材加工用機械製造設備 (ノ25)

(金属加工機械)

延圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、溶接機、他

(鑄造設備)

電気炉、キユボラー、モールドイング機、ショットプラスト、乾燥炉、
砂処理機、他

(木工機械)

帯のこぎ、丸のこぎ、木工旋盤、他

(熱処理設備)

炭入焼炭炉、加熱炉、高周波焼入炉、冷炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、
平削盤、研削盤(円面、内面、平面、丸盤)、歯切盤、歯車仕上盤、
他

2405

金属加工用、铸造用、合成樹脂加工用、木材加工用
機械製造設備

(検査止上設備)

試験機、検査機、塗表機、乾燥機、他

(その他設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、電気設備、他

32406 機械工具、金型、治具製造業用設備

説明

機械工具、金型、治具（電動、空気動工具を含む）を他からの注文により製作するのを業としている企業の設備をいう。

省令および設備内容

(259) 機械工具、金型または治具製造業用設備 (10年)

(金属加工機械)

(鑄造設備)

(木工機械)

(熱処理設備)

内容は前頁と同じ

(金属工作機械)

(検査仕上設備)

(その他設備)

32407 ミシン、織造機械、同部分品付属品製造設備

説明

ミシンおよび織造機械（紡績機械、製織機械、メリヤス機械、染色整理機械、レース用機械、ねん糸機械など）、これらの部品、付属品の製造設備をいう。

省令および設備内容

(260) 織造機械（ミシンを含む）または同部分品もしくは付属品製造設備 (12年)

(金属加工機械)

(鑄造設備)

(木工機械)

(熱処理設備)

内容は前頁と同じ

(金属工作機械)

(検査仕上設備)

(その他設備)

32408 風水力機器、油圧機器、金属弁、冷凍機、遠心分離機、製造設備

説明

① 真空ポンプ、液体用ポンプ、気体圧縮機、送風機などの風水力機器、② 油圧を利用して駆動、制御の回路を構成する油圧機械、③ 冷凍機（電圧冷蔵庫は含まない）、④ 遠心分離機の製造設備をいう。

省令および設備内容

(261) 風水力機器、油圧機器、金属製弁、冷凍機または遠心分離機製造設備 (12年)

(金属加工機械)

(鑄造設備)

(木工機械)

(熱処理設備)

(金属工作機械)

(検査仕上げ設備)

(その他設備)

内容は前頁と同じ

大蔵省令 261

耐用年数 12年

32409 玉軸受、ころ軸受、同部分品製造設備

説明

ころがり軸受である玉軸受、ころ軸受およびこれらの部分品の玉、ころ、リング、リテーナー等の製造設備をいう。(すべり軸受は特定の機械部品として取引が少ないので含めない。)

省令および設備内容

(262) 玉またはころ軸受もしくは同部分品製造設備 (10年)

(金属加工機械)

切断機、アプセッター、ヘッダー、ローリング機、プレス機、他

(熱処理設備)

焼入焼戻炉、加熱炉、高周波焼入機、滲炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、円筒研削盤、内面研削盤、平面研削盤、心軸研削盤、軸受みぞ研削盤、つば研削盤、ころ端面研削盤、みぞ超仕上げ盤、ころ超仕上げ盤、鋼球やすり盤、鋼球荒研削盤、鋼球仕上げ研削盤、鋼球ラップ盤、他

(検査独立設備)

ホール選別機、精度検査機、その他試験検査機、他

(その他設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、電気設備、他

32410 歯車その他の動力伝達装置製造業用設備

説明

歯車、変速機、クラッチ、リンクチェーンなどの動力伝達装置の製造または受託加工を業として行っている企業の設備をいう。省令および設備内容

(263) 歯車その他の動力伝達装置製造業用設備 (10年)

金属加工機械

液圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、溶接機、他

鍛造設備

電気炉、キユーホラー、モールドインク機、ショットブラスト、乾燥炉、砂処理機、他

木工機械

帯のこ盤、丸のこ盤、木工旋盤、他

熱処理設備

焼入焼戻炉、加熱炉、高周波焼入機、溶炭炉、他

金属工作機械

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、歯切盤、歯車仕上盤、研削盤(円筒、内筒、平面、心無)、他

検査仕上設備

試験機、検査機、塗装機、乾燥機、他

その他設備

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、他

32411 食品用、暖ちゅう房用、家庭用、サービス業用機器製造設備

説明

① 精穀、製粉、製めん、製パン、食肉、魚肉加工、製菓、かん詰などの食品用機器、② ガスストーブ、石油ストーブ、洗米機、炊飯機、肉ひき機、裁断機、食器洗浄機などの暖ちゅう房用機器、③ クリーニング機、娯楽用機械などの家庭用、サービス業用機械の製造設備をいう。

省令および設備内容

(264) 食品用、暖ちゅう房用、家庭用またはサービス用機器(電気機器を除く)製造設備 (13年)

金属加工機械

液圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、溶接機、他
熱処理設備

熱処理炉、加熱炉、他

金属工作機械

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、研削盤(円筒、内筒、平面、心無)、歯切盤、歯車仕上盤、他

その他設備

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ボイラー、変圧器、配電盤、他

324ノ2 その他の産業用機器、同部分品、付属品製造設備

説明

他に掲げられていない産業用機械（飲料製造、パルプ製造、製紙、印刷、製本、糸加工、包装、化学工業用、ゴム加工、皮革処理加工、農業用など）およびこれらの部分品、付属品の製造設備をいう。

省令

(264) その他の産業用機器または部分品もしくは付属品製造設備 (13年)

設備内容

(金属加工機械)

液圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、溶接機、他

(鑄造設備)

電気炉、キョーポラー、モールドイング機、ショットグラスト、乾燥炉、砂処理機

(木工機械)

帯のこ盤、丸のこ盤、木工旋盤、他

(熱処理機械)

焼入焼戻炉、加熱炉、高周波焼入機、溶炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、研削盤（円筒、内面、平面、丸無）、歯切盤、歯車仕上盤、他

(検査仕上設備)

試験機、検査機、塗装機、他

(その他の設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、変圧器、配電盤、他

324ノ3 事務用機器製造設備

説明

手動、電動の計算機（電子計算機は含めない）、タイプライター、謄写機、複写機、金銭登録機（レジスター）、宛名印刷機、文書細断機、貨幣計数機、チエックライター、ステープラーなどの事務用機械の製造設備をいう。

省令

(265) 事務用機器製造設備 (12年)

設備内容

(金属加工機械)

プレス機、ロール機、切断機、溶接、他

(熱処理設備)

熱処理炉、加熱炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、研削盤（円筒、内面、平面、丸無）、歯切盤、歯車仕上盤、他

(その他の設備)

クレーン、圧縮機、給排水ポンプ、ホイラー、変圧器、配電盤、他

324/4 他に分類されない機械器具、同部分品、付属品製造設備

説明

1. 主として、多種多様の機械および部分品、付属品の製造加工と修理を請負または賃加工する企業の設備をいう。
2. 修理のみを行っている企業の設備は「332/4」に分類する。

省令

(295) 前掲以外の機械器具、部分品または付属品製造設備 (14年)

設備内容

他の機械器具製造業と同じ。

3250/ 産業用、民生用電気機器製造設備

説明

- ① 発電機、電動機、変圧機、送・配電用機器、電気送液機などの産業用電気機器
- ② および主としてモーターにより作動する冷蔵庫、ルームクーラー、洗たく機、掃除機、扇風機、ミキサー、ドライヤー、かみざりなど
- ③ 主として電熱を利用するアイロン、こたつ、ストーブ、電気釜、天火、トースターなどの民生用電気機器の製造設備をいう。
- ④ 音響機器の製造設備は含めない。

省令および設備内容

(267) 産業用、または民生用電気機器製造設備 (11年)

(金属加工機械)

液圧プレス、機械プレス、ベンダー、ロール機、切断機、巻線機、溶接機、他

(鑄造設備)

電気炉、キューボラー、モールドイング機、ショットブラスト、乾燥機、砂処理機、他

(木工機械)

帯のこ盤、丸のこ盤、木工旋盤、他

(熱処理設備)

焼入焼戻炉、加熱炉、高周波焼入機、滲炭炉、他

(金属工作機械)

旋盤、自動旋盤、タレット旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、トランスファーマシン、研削盤(円筒、内面、平面、心盤)、歯切盤、歯車仕上盤、他